

## 関西広域連合についてのQ & A

### 1 関西広域連合とは、どのようなものですか。

関西広域連合は、滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・和歌山県・鳥取県・徳島県の7府県が、広域的な行政事務を処理するために設ける地方自治法に基づく特別地方公共団体です。平成22年内の設立を目指し、各関係府県議会の規約案の承認を経て、11月1日に、設立許可申請が総務大臣に対して提出され、12月1日に設立が許可されました。福井県・三重県・奈良県の3県及び京都市・大阪市・堺市・神戸市の4政令市は、設立当初からの参加は見合わせています。

設立当初は「防災」「観光・文化」「産業振興」「医療」「環境保全」「資格試験・免許」「職員研修」の7分野の事務を実施されますが、その事務のほとんどは、現在各府県で実施している事務を持ち寄ったものです。

組織としては、「広域連合長」のほか、最高意思決定機関として構成団体の長で構成される「広域連合委員会」が置かれます。また、事務局は、本部のほかに各業務分野の執行責任を担う知事の府県に分野事務局が置かれます。広域連合議会も設置され、議員定数は20人で、均等割+人口割で議席が配分されています。（京都府3人・大阪府5人・兵庫県4人・その他の県各2人）

#### （広域連合と広域連携の違い）

「広域連合」は、議会もある大きな行政組織ですので、意思決定に時間がかかり、業務が遅れる懸念があり、組織のための経費がかかります。

一方、「広域連携」は、広域で実施したほうが、より効率的・効果的な事務について、各府県の判断で協定などを結んで、協力して進める方法です。連携したい府県同士で賛成すれば実施できますし、事務を実施する経費のみですので、新たな組織の経費はかかりません。

#### （広域連合と道州制の違い）

「広域連合」は、都道府県や市町村をそのまま置いたうえで、特定事務を関係自治体が共同して処理するために設けられる地方自治法に基づく特別地方公共団体です。

一方、「道州制」は、都道府県を廃止し、「道」や「州」と呼ばれる10前後の広域自治体に再編する国の統治の仕組みです。具体的な仕組みについては、様々な検討がなされており、定まったものではありませんが、基本的には、国には、外交・防衛・通貨発行などの事務を残し、その他の事務は、道州に移譲されることとなります。道州制実施には新たな法整備が必要となります。

### 〈Q&A〉

- Q 1 関西広域連合の仕事は誰がやるのですか。
- Q 2 広域連合長と構成団体の権限、責任はどのように分担されているのですか。
- Q 3 府県から関西広域連合に業務が移された場合、その業務に対して府県はどう関わるのですか。
- Q 4 広域連合議会と府県議会との関係はどのようになるのですか。また、意見の違いがあった場合どうなるのですか。
- Q 5 奈良県が加入する場合、広域連合議会での議席数はどうなるのですか。
- Q 6 関西広域連合の運営には、どのくらいの経費がかかるのですか。
- Q 7 奈良県が加入する場合、どれほどの負担が生じますか。
- Q 8 関西広域連合の職員の人件費はどのように負担されているのですか。

Q 1 関西広域連合の仕事は誰がやるのですか。

総務・企画及び資格試験・免許等の分野は本部事務局で処理され、その他の分野については、それぞれの分野の執行責任を担う府県知事のもと、分野事務局がそれぞれの府県に設置されます。

仕事は、分野ごとに、それぞれの府県の分野事務局の職員が、広域連合の仕事と、もともとの府県の仕事とを兼務して実施することになります。例えば、観光分野でしたら、京都府に事務局がおかれることとなりますので、京都府の職員が、広域観光の仕事と京都府の観光の仕事を兼務して行うことになるのです。

そのため、担当の分野において、まったくその府県から独立した判断をしていくことは困難と考えられますし、広域連合長と各分野担当府県知事の意見が異なる場合、職員はどちらの立場でどちらの指示に従うのかなど、実務を行う上で問題が生じるおそれがあります。

〈各分野の担当府県〉

広域防災（兵庫県）、広域観光・文化振興（京都府）、広域産業振興（大阪府）、資格試験・免許等（大阪府「本部事務局内」）、広域医療（徳島県）、広域環境保全（滋賀県）、広域職員研修（和歌山県）

Q 2 広域連合長と構成団体の権限、責任はどのように分担されているのですか。

広域連合内では、広域連合長は広域連合全般に責任をもち、広域連合委員会の各委員（府県知事）は各分野の執行責任を担っていますが、それぞれ構成団体の府県知事の立場があるため、権限、責任をうまく分担する必要があります。

なお、地方自治法では、広域連合とその構成団体は、広域連合の作成した「広域計画」に基づいて、その事務を処理するようにならなければならないとされており（地方自治法第291条の7第7項）、反する施策を行った場合、広域連合は、広域連合議会の議決を経て、当該府県に対して、広域計画の実施に関して必要な措置を講ずるよう勧告ができるとされています。（同条第8項）

Q 3 府県から関西広域連合に業務が移された場合、その業務に対して府県はどう関わるのですか。

府県から関西広域連合へ移された業務については、府県には権限がなくなりますので、広域連合の構成団体としてしか関わるができなくなります。

一方、移された業務に関連する府県の業務については、引き続き府県において処理しますので、関西広域連合と府県との間で調整が必要な事態が生じると考えます。

Q 4 広域連合議会と府県議会との関係はどのようになるのですか。また、意見の違いがあった場合どうなるのですか？

関西広域連合の議決機関は、関西広域連合議会のみであり、府県議会は、関西広域連合の規

約案の承認、議会議員の選出、負担金に関する予算案の承認以外、関西広域連合の業務に関与できません。

業務分担が明確でない業務や、意見が違った場合については、関西広域連合と府県の間で調整が必要になりますが、同様に、議会についても権限の調整が必要になると考えます。

なお、地方自治法では、広域連合とその構成団体は、広域連合の作成した「広域計画」に基づいて、その事務を処理するようにならなければならないとされており（地方自治法第291条の7第7項）、反する施策を行った場合、広域連合は、広域連合議会の議決を経て、当該府県に対して、広域計画の実施に関して必要な措置を講ずるよう勧告ができるとされています。（同条第8項）

Q 5 奈良県が加入する場合、広域連合議会での議席数はどうなるのですか。

各構成団体への議席の配分は、均等割（1人）と人口割（人口数区分により1～4人）が併用され決定されています。この基準では、奈良県の議席数は2人となります。

（設立時議員定数：20人 京都府3人・大阪府5人・兵庫県4人・その他各県2人）

Q 6 関西広域連合の運営には、どのくらいの経費がかかるのですか。

平成23年度関西広域連合一般会計予算額は、4億7千386万5千円とされています。（内訳は、総務費1億6千5百万円、事業費9千7百万円、特定事業費（ドクヘリ関係）2億1千3百万円です。）

財源は、参加府県の負担金及び国庫補助金（ドクヘリ関係）となります。

Q 7 奈良県が加入する場合、どれほどの負担が生じますか。

関西広域連合設立案に示された考え方によると、23年度分で、総務費で2,300万円程度、事業費と合わせて3,000万円を超える負担が必要となります。

Q 8 関西広域連合の職員の人件費はどのように負担されているのですか。

各府県から本部事務局に派遣される総務企画部門と資格試験・免許等の担当者の人件費は、総務費として計上され、構成各府県の負担金でまかなわれています。このほかに府県ごとに担当分野が定められ事務局が置かれていますが、分野担当府県の職員が兼務し、人件費は当該府県の負担となっています。

## 2 奈良県は何故、関西広域連合に入らないのですか。

関西広域連合は、新たな自治体を複数の自治体の上に重ねて作るようになるため、責任の所在があいまいとなり、意思決定の手続きが複雑になり、業務が遅れる可能性があります。また、議会を設置するような大きな組織を作ることになり、新たな経費も生じます。

一方、設立当初に関西広域連合で実施するとされている業務は、新たな組織を作らなくても、現在の自治体どうしの広域連携で十分に対処でき、すでに実施しているものがほとんどです。

さらに関西広域連合は、県から権限を移し業務を行うこととなりますが、より広いエリアの業務を処理する広域連合に権限を移すことは分権ではなく集権であり、これは、「住民への行政は、できるだけ住民に近い行政組織が行うべきである」という、地方自治、地方分権の考え方に反するのではないかと考えています。

このような課題については、関西広域機構・分権改革推進本部会議の場で指摘しましたが、組織を作ることが優先され、懸念がなくなるまで検討はなされませんでした。

奈良県としては、これまでどおり府県同士の連携を積極的に続けることで十分に対応できると考えていますし、実際に関西広域連合が取り組む業務は、府県間で連携関係を積み上げてきたものがほとんどです。そのため広域連合の組織に入らなくても、県民のみなさまの生活に支障はないものと考えています。なお、関西広域連合とも、「連携団体」という立場で、発言の場も確保しており、互いの意思疎通を図りながら積極的に連携していきます。

### 《Q&A》

- Q 9 関西広域連合に参加しないということは、他府県と協力しないということですか。
- Q 10 今後、参加することはないのですか。
- Q 11 設立後に参加すると設立時から参加している団体に比べ不利にならないですか。
- Q 12 関西広域連合の設立そのものに反対しているのですか。
- Q 13 県民に対しての広報は十分しているのですか。
- Q 14 奈良県議会には説明しているのですか。また、反対意見は出なかったのですか。
- Q 15 関西広域連合をつくり、府県の業務を関西広域連合に移すことは、地方分権を進める事になるのですか。
- Q 16 関西広域連合に参加しないことは、オール関西の視点からマイナスではないのですか、奈良県が足を引っ張ったと言われませんか。

Q9 関西広域連合に参加しないということは、他府県と協力しないということですか。

いえ、もちろんそんなことはありません。他府県と協力し、実施していかなければならない業務は、新たな組織を作らなくても、現在の自治体どうしで協定等を結ぶなど、広域連携で十分に対処できますし、奈良県では、これまでも積極的に実施しているところです。

例えばドクターヘリについては、和歌山県、大阪府と協定を結び、共同利用を実施しております。

観光の分野でも、三重県、和歌山県と「吉野・高野・熊野の国」を建国し、紀伊半島地域への誘客を促進するためのイベントを共同開催しています。

今後も、県民にとって必要な業務については、他府県との様々な連携により積極的に対応します。もちろん、関西広域連合とも、「連携団体」の立場で、互いに意思疎通を図りながら、連携を進めます。

Q10 今後、参加することはないのですか。

今後、関西広域連合がよい成果をあげる事例が多数示され、参加する必要があるという判断が可能になった場合には、その状況を見極め、議会ともよく相談したうえで、慎重に判断したいと考えています。

Q11 設立後に参加すると設立時から参加している団体に比べ不利にならないですか。

関西広域連合の設立案の基本方針には、「柔軟な参加形態とする」と明記されています。設立後の新規参加も前提とされていますので、設立後に参加するとしても、構成団体としての権利義務は先に参加している団体と変わりなく、特に不利になるとは考えていません。

Q12 関西広域連合の設立そのものに反対しているのですか。

いいえ、他の府県が関西広域連合を設立することに対して反対しているのではありません。これまでの分権改革推進本部会議においても、関西広域連合の設立に向けた申し合わせには同意してきました。

ただ、関西広域連合については、屋上屋を架すことになること、余計な経費が発生すること、組織をつくらなくても実施できる事務ばかりであること、各府県が持っている権限を1カ所に移すことは分権ではなくむしろ集権であり、行政が住民から離れた行政機関において実施されることへの懸念があることから、奈良県は設立当初からの参加を見合わせました。

Q13 県民に対しての広報は十分しているのですか。

奈良県ホームページ上で、関西広域連合の設立を検討してきた関西広域機構分権改革推進本部会議の資料や、奈良県議会での説明や答弁の内容などは、その都度速やかに掲載し、情報提供しています。 ([http://www.pref.nara.jp/dd.aspx\\_menuid-12228.htm](http://www.pref.nara.jp/dd.aspx_menuid-12228.htm))

また、県民だより奈良11月号や新聞紙上において、「奈良県の関西広域連合に対する考え方」を掲載しました。 (<http://www.pref.nara.jp/secure/23600/kenmindayori11gatu.pdf>)  
なお、詳しい内容のお問い合わせは、下記でお受けしています。

【政策推進課広域調整グループ】

TEL 0742・27・8306 FAX 0742・22・8012

メールアドレス seisakuc@office.pref.nara.lg.jp

Q14 奈良県議会には説明しているのですか。また、反対意見は出なかったのですか。

県議会議員に対しましては、平成22年1月29日に説明会を行い、本県の考え方を説明しましたが、それに対する反対意見はありませんでした。

また、関西広域連合に関して、奈良県議会本会議において、議員から数回質問をお受けしましたが、その都度、不参加の理由等について説明しております。

([http://www.pref.nara.jp/dd.aspx\\_menuid-12228.htm#hatugen](http://www.pref.nara.jp/dd.aspx_menuid-12228.htm#hatugen))

なお、平成23年の2月定例県議会において、2つの会派（民主党、公明党）が参加すべきとの意見を表明されています。

Q15 関西広域連合をつくり、府県の業務を関西広域連合に移すことは、地方分権を進めることになるのですか。

現在府県で担っている業務を、より広いエリアの業務を処理する関西広域連合に移すことは、分権ではなく集権ではないかと考えます。「住民への行政は、できるだけ住民に近い行政組織が行うべきである」という地方自治、地方分権の考え方に反するのではないのでしょうか。

Q16 関西広域連合に参加しないことは、オール関西の視点からマイナスではないのですか、奈良県が足を引っ張ったと言われませんか。

関西広域連合に対する懸念がなくならないまま参加しても、広域連合内部で混乱を生じるおそれがあると考えます。

もちろん、今後オール関西の視点から必要な業務が出てきた場合は、必要に応じて、関西広域連合と連携していきます。

### 3 関西広域連合に入らなければ、奈良県だけ取り残されることになりませんか。

奈良県としては、これまでどおり、他府県との広域連携により、様々な業務に積極的に取り組んでいけばよいと考えていますが、関西広域連合が出来ることによって枠組みが変わる業務や、新たに連携が必要な業務が出てきた場合には、関西広域連合を通じた連携などの手法で対応します。関西広域連合においても、規約に「連携団体」の定めがあり、業務の実施にあたって参加していない自治体と親密に連携していくことを明記しており、本県も「連携団体」に指定されています。参加しないことで奈良県だけが取り残されるということはありません。

#### 《Q&A》

- Q17 参加していなくても、観光や医療、産業振興にデメリットはないのですか。
- Q18 広域連携ではなく、広域連合を設立しなければならない業務はないのですか。
- Q19 関西広域連合に参加していないと、「ドクターヘリ」など現在広域連携で実施している業務はどうなるのですか。
- Q20 関西広域連合で設定される広域観光ルートに参加しなくても大丈夫ですか。近府県と協力して広域観光ルートをつくれれば、観光客がもっと増えるのではないですか。
- Q21 関西広域連合に入っていないと、大地震が起きたとき、奈良県だけ助けてもらえないということはないですか。
- Q22 県外に働きに行っている人が多い（県内に働く場の少ない）奈良県では、産業面で連携しないと、さらに取り残されるのではないですか。
- Q23 関西広域連合の「連携団体」になるというのはどういうことですか。
- Q24 関西広域連合に入らないと、国の出先機関の業務を受けられないのではないですか。関西広域連合で国の出先機関の業務を受けることになると奈良のことは放っておかれるのではないですか。

Q17 参加していなくても、観光や医療、産業振興にデメリットはないのですか。

観光の振興や医療の充実、産業の振興は、県民の安全・安心で豊かな暮らしを実現するため重要な課題です。そのため奈良県では、ポスト1300年の観光振興、医療体制の整備や企業の誘致など最優先の課題として取り組んでおり、少しずつ成果も現れています。

府県間の広域連携についても、積極的に実施しているところで、例えば救急医療の分野では、和歌山県、大阪府と協定を結び、ドクターヘリの共同利用を実施しておりますし、観光の分野でも、三重県、和歌山県と「吉野・高野・熊野の国」を建国し、紀伊半島地域への誘客を促進するためのイベントを共同開催しているところです。

関西広域連合に参加しない＝広域連携を行わないということではありません。広域連携は、新たな組織を作らなくても、現在の自治体どうしで協定等を結ぶなど、十分に対応できますし、今後も、県民にとって必要な業務については、関西広域連合を通じた連携等も含め、様々な手法により対応しますので、県民のみなさまにデメリットが及ぶことはありません。

Q18 広域連携ではなく、広域連合を設立しなければならない業務はないのですか。

設立当初の業務については、すべて広域連合を設置しなくても広域連携で対応できるものと考えています。

Q19 関西広域連合に参加していないと、「ドクターヘリ」など現在広域連携で実施している業務はどうなるのですか。

現在、広域連携で実施している業務については、今後も連携で実施できると考えています。例えば、現在、和歌山県、大阪府と共同利用に関する協定を結び、奈良県も利用しているドクターヘリについては、大阪府では関西広域連合移管後も共同利用を続けると言明されています。

今後、検討が進み、ドクターヘリの配置場所、運航ルールなどが明らかになった段階で、あらためて関西広域連合と共同利用に関する協定を締結することになると考えています。

Q20 関西広域連合で設定される広域観光ルートに参加しなくても大丈夫ですか。近府県と協力して広域観光ルートをつくれれば、観光客がもっと増えるのではないですか。

既に近府県と協力して広域観光ルートをつくる取り組みは進められており、関西広域連合だけでは広域観光ルートをつくれないうものではありません。

例えば、三重県、和歌山県と「吉野・高野・熊野の国」を建国し、紀伊半島地域への誘客を促進するためのイベントを共同開催しています。

また、観光客誘致という面では、奈良県は3つの世界遺産を有するなど歴史文化の宝庫という大きな特徴があり、近府県と連携するだけでなく、その独自性を大いにアピールする必要があります。

もちろん、必要があれば、関西広域連合を通じた連携等、様々な手法により対応します。

Q21 関西広域連合に入っていないと、大地震が起きたとき、奈良県だけ助けてもらえないということはないですか。

災害発生時の援助については、全国知事会で協定を締結しており、近畿ブロックで災害が発生した場合には、他のブロックを構成する都道府県に対して、全国知事会を通じて応援要請することができることになっています。また、近隣府県とも近畿府県防災・危機管理協議会を構成しており、互いに援助し合うこととなっています。

関西広域連合においても、構成府県でない被災団体に対する支援が想定されています。

Q22 県外に働きに行っている人が多い（県内に働く場の少ない）奈良県では、産業面で連携しないと、さらに取り残されるのではないですか。

産業の振興は県民の豊かな暮らしを実現するため重要な課題です。そのため、奈良県では、企業の誘致などを最優先の課題として取り組んでおり、少しずつ成果も現れています。

関西広域連合との業務の連携が、奈良県にとってメリットをもたらすなら、積極的に連携したいと考えています。

Q23 関西広域連合の「連携団体」になるというのはどういうことですか。

関西広域連合規約第15条8項に「連携団体」についての規定があります。これは、業務を進めるうえで、密接に連携すべき団体を、広域連合が指定するもので、指定された団体は、必要に応じ広域連合委員会で、意見を述べることができます。今後、関西広域連合に対して、奈良県として主張すべきことがあれば、「連携団体」として、広域連合委員会で意見を述べ、互いの意思疎通を図りながら、連携していきます。

〈連携団体に指定されている団体〉

福井県・三重県・奈良県・京都市・大阪市・堺市・神戸市

Q24 関西広域連合に入らないと、国の出先機関の業務を受けられないのではないですか。

関西広域連合で国の出先機関の業務を受けることになると奈良のことは放っておかれるのではないですか。

国の出先機関の権限移譲については、権限と責任の地方移譲は必要だと考えていますが、関西広域連合の提案されている“まるごと”では、余計な業務・人員まで押しつけられる心配があります。受け皿論ではなく、まず、それぞれの業務を、国、都道府県等どこでやるべきかを整理すべきです。仮に、関西広域連合が国の出先機関の業務の受け皿になるとしても、広域連合に入っていない奈良県の業務まで、関西広域連合に移されることはありません。奈良県に関する業務は、奈良県に移管されると考えています。

## 《Q&A一覧》

- Q 1 関西広域連合の仕事は誰がやるのですか。
- Q 2 広域連合長と構成団体の権限、責任はどのように分担されているのですか。
- Q 3 府県から関西広域連合に業務が移された場合、その業務に対して府県はどう関わるのですか。
- Q 4 広域連合議会と府県議会との関係はどのようになるのですか。また、意見の違いがあった場合どうなるのですか。
- Q 5 奈良県が加入する場合、広域連合議会での議席数はどうなるのですか。
- Q 6 関西広域連合の運営には、どのくらいの経費がかかるのですか。
- Q 7 奈良県が加入する場合、どれほどの負担が生じますか。
- Q 8 関西広域連合の職員の人件費はどのように負担されているのですか。
- Q 9 関西広域連合に参加しないということは、他府県と協力しないということですか。
- Q 10 今後、参加することはないのですか。
- Q 11 設立後に参加すると設立時から参加している団体に比べ不利にならないですか。
- Q 12 関西広域連合の設立そのものに反対しているのですか。
- Q 13 県民に対しての広報は十分しているのですか。
- Q 14 奈良県議会には説明しているのですか。また、反対意見は出なかったのですか。
- Q 15 関西広域連合をつくり、府県の業務を関西広域連合に移すことは、地方分権を進める事になるのですか。
- Q 16 関西広域連合に参加しないことは、オール関西の視点からマイナスではないのですか、奈良県が足を引っ張ったと言われませんか
- Q 17 参加していなくても、観光や医療、産業振興にデメリットはないのですか。
- Q 18 広域連携ではなく、広域連合を設立しなければならない業務はないのですか。
- Q 19 関西広域連合に参加していないと、「ドクターヘリ」など現在広域連携で実施している業務はどうなるのですか。
- Q 20 関西広域連合で設定される広域観光ルートに参加しなくても大丈夫ですか。近府県と協力して広域観光ルートをつくれれば、観光客がもっと増えるのではないですか。
- Q 21 関西広域連合に入っていないと、大地震が起きたとき、奈良県だけ助けてもらえないということはないですか。
- Q 22 県外に働きに行っている人が多い（県内に働く場の少ない）奈良県では、産業面で連携しないと、さらに取り残されるのではないですか。
- Q 23 関西広域連合の「連携団体」になるというのはどういうことですか。
- Q 24 関西広域連合に入らないと、国の出先機関の業務を受けられないのではないですか。関西広域連合で国の出先機関の業務を受けることになると奈良のことは放っておかれるのではないですか。